

**改正**

令和4年3月25日告示第111号

令和6年3月29日告示第146号

令和7年3月26日告示第159号

令和8年3月30日告示第153号

盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(目的)

**第1** 太陽エネルギーの利用促進及び利用の効率化を図るため、住宅用太陽光発電システム等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

**第2** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム等 住宅用太陽光発電システム及びホームエネルギーマネジメントシステムをいう。
- (2) 住宅用太陽光発電システム 一般社団法人太陽光発電協会内に設置された太陽光発電普及拡大センターの定める平成25年4月1日に改定された住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業実施細則（J-PEC第1110-0058号。以下「平成25年実施細則」という。）第4条第1号、第2号及び第5号に掲げる要件のいずれにも適合する住宅用太陽光発電システムであって、市の区域内に事務所又は事業所を有する事業者が設置工事を行うものをいう。
- (3) ホームエネルギーマネジメントシステム 住宅において居住者が使用する空気調和設備、照明設備等の使用電力量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能であり、かつ、電力の使用の調整及び制御をする機能を有するシステムのうち、住宅内の機器との間の通信規格として「ECHONET Lite」を採用するもの（未使用品に限る。）であって、市の区域内に事務所又は事業所を有する事業者が設置工事を行い、住宅用太陽光発電システムと連携し、当該住宅用太陽光発電システムと同時に設置されるものをいう。

(補助金の交付の対象)

**第3** 第1に規定する経費は、次の各号のいずれにも該当する者が所有し、かつ、自己の居住の用に供する市内の一戸建て住宅に住宅用太陽光発電システム等（その者が購入し、かつ、所有するものに限る。以下同じ。）の購入に要する経費並びに当該住宅用太陽光発電システム等を設置するために要する工事費及び需用費とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 市長が別に定める期間に住宅用太陽光発電システム等を設置した者（この告示による補助金の交付の決定を受けた後に当該住宅用太陽光発電システム等の設置工事に着手した者に限る。）

イ 市長が別に定める期間に住宅用太陽光発電システム等が設置された建売り住宅の引渡しを受けた者（この告示による補助金の交付の決定を受けた後に当該住宅用太陽光発電システム等が設置された建売り住宅の引渡しを受けた者に限る。）

(2) 市税を滞納していない者

(3) 過去に住宅用太陽光発電システム等の設置に関し市の補助金の交付を受けていない者  
(補助金の額)

**第4** 第3に規定する経費に対する補助額は、次の各号に掲げる住宅用太陽光発電システム等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 住宅用太陽光発電システムの購入及び設置に要する経費の額又は1万4,000円に当該住宅用太陽光発電システムに係る太陽電池の最大出力の合計値（平成25年実施細則第4条第2号に規定する太陽電池の公称最大出力の合計値をいう。）を乗じて得た額のうちいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）  
(その額が5万6,000円を超えるときは、5万6,000円)

(2) 住宅用太陽光発電システム及び当該住宅用太陽光発電システムと連携するホームエネルギーマネジメントシステム 次に掲げる額を合算した額

ア 第1号に定める額

イ ホームエネルギーマネジメントシステムの購入及び設置に要する経費の額又は1万4,000円のうちいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）  
(補助の実施期限)

**第5** 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金に係る申請の件数とする。

(申請の取下期日)

**第6** 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

**第7** 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

**制定文 抄**

令和2年4月1日から施行する。

改正文（令和4年告示第111号抄）

令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和6年告示第146号抄）

令和6年4月1日から施行する。

改正文（令和7年告示第159号抄）

令和7年4月1日から施行する。

改正文（令和8年告示第153号抄）

令和8年4月1日から施行する。

別表（第7関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	1 盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
	2 変更事業計画書	1部	
	3 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第2項	盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業完了報告書	1部	別に定める。
	2 事業実績書	1部	
	3 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条第1項	盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金請求書	1部	補助金額確定通知を受領した日から起算して14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日

規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	別に定める。
-----------	-----------	----	--------